

# 身体拘束等の適正化のための指針



社会福祉法人仙台福祉サービス協会

第1版 令和4年10月1日発行

## 1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束やその他行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）は、その人の自由を抑制し、能力や権利を奪うことにつながりかねないものであり、当協会はサービスを提供するにあたり、原則として身体拘束等を行いません。

緊急やむを得ず実施する場合も、その切迫性、非代替性、一時性を十分に確認し、解除に向けて取り組みます。

[身体拘束禁止の対象となる具体的な行為]

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ⑥ 車いすやいすから落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(出典：厚生労働省『身体拘束ゼロへの手引き』)

## 2 身体拘束等の適正化のための組織

当協会は、身体拘束等を行わずにサービスを提供するため、また緊急やむを得ず身体拘束等を行う際に適正な対応を行うため、身体拘束適正化検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置します。

委員会は少なくとも年に1回開催し、身体拘束等の適正な実施のための情報共有に努め、指針や研修内容の作成、身体拘束等を実施した事例の集計、分析、適正化策の効果の検証を行います。

なお、委員会は虐待防止委員会と一体的に運用することとし、委員には各事務所における虐待防止担当者を充てます。

## 【 身体拘束適正化検討委員会の構成と役割 】

### 身体拘束適正化検討委員会

#### [構成]

委員長：総務課長

委員：外部委員、ヘルパーステーション所長、  
地域包括支援センター所長、委員長が指定する者

#### [委員会の役割]

- (1) 組織体制，指針の整備についての検討
- (2) 職員研修の内容についての検討
- (3) 報告書等様式の整備（報告受付担当：在宅サービス課長）
- (4) 報告された事例についての集計，分析
- (5) 身体拘束等実施の状況等を分析し，原因，結果をとりまとめ，  
適正性の確認と適正化策を検討
- (6) 適正化策の効果について検証
- (7) 事例，分析結果の職員への周知徹底

## 3 身体拘束等の適正化のための研修

身体拘束等の適正化のため，身体拘束等に該当する行為ややむを得ず実施する際に求められることの理解を目的とした研修を年に1回以上実施します。

職員の新規採用時，身体拘束等の適正化のための研修を実施します。

実施した研修について記録し，保管します。

## 4 身体拘束等の対応

緊急やむを得ず身体拘束等を実施する場合には、次の3つの要件をすべて満たしていることを前提とし、その要件の確認は職員の個人判断ではなく、関係機関や各事業所の委員会委員、事業管理者等を含めた会議等により組織として行います。

### 【 やむを得ず身体拘束等を行う場合の3要件 】

#### 切迫性

- ・ 本人または他の者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い状態であること。
- ・ 身体拘束を行うことにより発生する日常生活等に与える悪影響を考慮し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで、生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する。

#### 非代替性

- ・ 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない状態であること。
- ・ まずは身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、生命または身体を保護するために他の代替手段がないことを複数の職員で確認する。
- ・ 拘束の方法については、本人の状態に応じて最も制限の少ない方法を選択する。

#### 一時性

- ・ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- ・ 「一時性」を判定するにあたっては、本人の状態に応じて最も短い拘束時間を想定する。

## 【 やむを得ず身体拘束等を行う時のフロー 】

### 1. 組織による決定と計画書等記録の作成

- ・ 身体拘束の決定は職員個人の判断ではなく、関係機関や各事業所の委員会委員、事業管理者等を含めた会議等により慎重に検討、決定を行う。
- ・ 計画書等に身体拘束の態様、時間、緊急やむをえない理由を記載する。

### 2. ご本人、ご家族への十分な説明

- ・ 身体拘束の内容、目的、理由、時間、期間等について書面にてご本人やご家族に対し十分に説明し、同意を得る。
- ・ 事前に同意を得ている場合においても、実際に拘束を行う時点で説明し、同意を得る。

### 3. 行政機関への相談、報告

- ・ 身体拘束が必要な事例や、実施した事例が発生した場合、行政機関へ相談、報告を行う。

### 4. 定期的な状態の確認と見直し及び記録の作成

- ・ 身体拘束を行った際は、その態様、時間、心身の状況、緊急やむをえない理由等必要な事項を記録する。
- ・ 定期的に状態を確認し、事前に設定した期間を待たずに緊急やむを得ない場合に該当しないと判断できた場合は、速やかに拘束を解除する。
- ・ 拘束の解除にあたっては、ご本人、ご家族へ報告を行い、記録する
- ・ 身体拘束の経緯について、所定の様式で委員会へ報告を行う。

## 5 指針の閲覧

本指針は協会ホームページ (<http://www.sendai-fukushi.or.jp>) にて公開し、いつでも閲覧可能とします。

## 6 その他

その他、虐待防止に資する取り組みを積極的に行うものとし、サービスの向上に反映するよう努めます。